

平成 23 年 2 月 25 日

日学歯発第 271 号

加 盟 団 体 長 各 位

社団法人日本学校歯科医
会 長 中 田 郁



日本弁護士連合会の意見書にかかわる「フッ化物応用」に関する
本会の基本的見解の周知について（お願い）

謹啓

余寒の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より学校歯科保健ならびに本会事業推進に特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会は平成 17 年 3 月に冊子「学校における学校歯科医のためのフッ化物応用ガイドブック」を発刊し、その中で「学校におけるフッ化物応用」の基本的な考え方を示しました。しかしながら、フッ化物応用に反対する団体等では、この冊子の一部表現が正しく理解されていないことから、理事会にて審議し、別紙 I のように本会としての基本的な考え方を整理するとともに、これを平成 19 年度の広報紙 119 号に掲載いたしました。（前述の冊子も平成 23 年 3 月末に改訂版を発行予定）

既にご承知のように平成 23 年 1 月に日本弁護士連合会が「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」を公表し、その中では平成 17 年に発刊した冊子の一部表現が掲載され、「日本学校歯科医会は集団フッ素洗口を推進していない」と記されております。

つきましては、本会の「学校におけるフッ化物応用」に関する基本的見解（平成 19 年度広報紙 119 号掲載）を添付いたしますので、学校歯科医、学校現場等への周知を宜しくお願い申し上げます。

謹白

平成19年11月日本学校歯科医会理事会 「フッ化物応用に対する見解」

社団法人日本学校歯科医会では、生涯にわたり健康行動がとれる“生きる力”を身に付けた児童生徒の育成のため、ヘルスプロモーションを重視した保健教育が重要であると考えていますが、同時に、環境の整備を通して健康格差を減じていくためには保健管理の充実が不可欠であると考えています。

近年、地域医療として「かかりつけ歯科医機能」が充実され、児童生徒の口腔疾患が軽減されてきています。しかし、社会構造の多様化に伴い、ますます生活習慣、食習慣は不規則になる傾向にあり、中学生以降のDMF指数の急激な上昇、ならびに学校や地域間における健康格差が存在しています。

このような状況の中、ブラッシングや生活習慣・食習慣の改善だけでむし歯予防を行っていく事には限界があります。科学的根拠に基づいたむし歯予防法であるフッ化物洗口やフッ化物配合歯磨剤の使用などのフッ化物応用法は、その優れたむし歯予防効果は勿論、学校歯科保健教育の実践的手法として取り組まれる事により、児童生徒の正しい健康観の育成に役立ち、さらに学校歯科保健活動の活性化、保護者から地域社会へと地域保健への波及効果などが期待できると考えられます。

本会では全ての児童生徒の歯・口の健全な育成が達成できるような基盤整備の実現のために、フッ化物洗口などのフッ化物応用を学校歯科保健活動の一環として学校、地域の実状に並び、加盟団体として実施に向け推進していただけることは大変意義深いと考えています。